

版画家フィリベール・ルイ・ドゥビュクール制作の一七八七〜九四年
における主要作品……フランス革命期の寓意表現を中心に

木村 三郎

版画家フィリベール＝ルイ・ドゥビュクール制作の一七八七～九四年 における主要作品…フランス革命期の寓意表現を中心に

木村 三郎

要 旨

Saburo KIMURA, 《A propos des oeuvres majeures de Philibert-Louis Debucourt entre 1787-1794》, *Research in Arts*, College of Arts, Nihon University, 2013, no.58. L'auteur a essayé de présenter les oeuvres majeures du peintre graveur Philibert-Louis Debucourt entre 1787-1794 selon les études scientifiques par Fenaille (1899). Il a d'abord analysé la représentation des lieux de plaisir comme Palais Royal (fig.1-2), décrit par par E.-J.Goncourt. D'un autre côté, il a précisé le portrait (fig.3) et en particulier les compositions patriotiques, républicaines, et révolutionnaires (fig.4-10).

Key Words : Philibert-Louis Debucourt, palais royal, les droits de l'homme et du citoyen, calendrier républicain, liberté, égalité, fraternité, unité, almanach nationale, Louis XVI, Goncourt, Fenaille.

一 先行研究と問題の所在

フィリベール＝ルイ・ドゥビュクールという、画家であり版画家でもあった存在が我が国で知られることは、ごく少数の専門家、好事家以外にはない、と目つてよいだろう。しかしながら、作家名を知らずとも、フランス革命期の文化を学ぶものの中には、しばしば、特にその版画を記憶している歴史家、美術史家は少なくないと思われる。なぜなら、図4から6に示した作品群のいずれかは、フランス史において知られているからである。本稿は、フランス革命期に生まれたこうした寓意表現に、長く関心を持って来た立場から、この作家についての若干の紹介を試みることにあつた。

この作家については、下記の参考文献一覽に、簡単にその先行研究を記述した。小説家であり、作家であり、またエッチング作家であり、美術史家でもあったコンクール兄弟のドゥビュクール論（一八六六年の概説と、一八八二年に改訂と新規

の作品目録等が増補された版）が重要である。また、とりわけ強調しなければならない文献が、一八九九年に刊行されたフナイユ (FENAILLE) の著作である。これは、ドゥビュクールの絵画・版画作品についてのカタログ・レゾネである。版画五七七点、並びに、絵画と素描二四点の作品データと分析、作品の賞賛記録、巻末には、誕生の際の洗礼の記録、結婚契約書、書簡、再婚の記録、死亡記録など、驚くべき精緻な資料集成をなしている。十九世紀末という時代でありながら、図書館の押絵として若干の多色刷り版画自体と、素描、書簡等が挿絵として使われている。フランス絵画におけるカタログ・レゾネの歴史としても、十九世紀では、この著作を超えるものはほとんど見たことがないといえよう。

その次の参照しなければならない文献が、一九二〇年刊行の展覧会カタログである。絵画二八点、素描四〇点、版画一〇〇点を扱っている。フナイユを基本とした内容で、個々の情報は詳しいものではない。しかし、図版が挿入されており、現在でも極めて有用である。

個別研究としては、近年刊行されたばかりで、フランス革命史研究の視点からの力作である、研究者トーマス (TAWES, 2010, 2013) による労作がある。フランス革命と画像研究という視点からは、脚注には主要な先行研究が網羅されている。アギエロン (1979)、や、ハント (1984) の研究を学んで育った世代が、ドゥビュクールについて行った個別研究としては出色のものである。

この論考では、主にフナイユの文献を基礎にして、革命期に制作された、しかも限られた版画だけを対象にし、そこに近年の文献で得られる情報を追加するという方法を採用した。従って、作品の選択には偏りがあり、この論考だけでこの作家の全貌が紹介できるわけではない。目的は、今述べた、フランス革命期に発生した特異な寓意表現に注目し、そこに深く関わったこの作家の経歴と作品記述、そして文献紹介を、フランス国立図書館版画室で参照し得たものを中心に行うことにある。

二 ドゥビュクールとその青春時代：絵画制作から版画制作へ

早くから、当代一の画家であったヴィアン (Joseph-Marie Vien) のアトリエで学んだ。そこには、その後、革命期の美術に大きな足跡を残すダヴィッド (Jacques-Louis David) がいた。ともに、ローマ賞を目指して学んだが、ダヴィッドが大構図を得意とする画家として成長するのとは異なり、ドゥビュクールは、小品の絵画 *peinture de chevalet* の制作に向かうこととなる (JAL, 1872)。

一七八一年七月二八日

フランドル風の風俗主題 (*un petit sujet*) を描く画家という資格で王立絵画彫刻アカデミーの准会員となる。同年、サロンに出品した (資料1)。

一七八二年一月二九日

結婚。妻マリー・エリザベト・ソフィー・Marie-Elisabeth-Sophie の父親ムシ Louis-Philippe Mouchy は、国王付の彫刻家であった。一方で、母方の祖父が、彫刻家でアカデミー会員のピガール Jean-Baptiste Pigalle であった。結婚後は、ルヴァル宮殿の一角に居住した (JAL, 1872, p.291)。

三 ドゥビュクールが制作した版画の主要作品

この時期から版画制作を始める。

一七八二年

前年に自分が描いた絵画作品を版刻した (MICHEL, 1998)。

一七八五年

友人ギヨ GUYOT から技術を学び (MICHEL, 1996)、多色刷り版画を始める (ROUX, 1949, p.162)。

I 風俗主題を描く作例

一七八六年

村の結婚や、恋愛にまつわる風俗主題の版画を制作する (1949 ROUX, no.5,6)。

一七八七年

多色刷り版画《パレロワイヤルのギャラリーでの散策》(図1)を制作し、代表作となる。パリで最も優雅で、人々の集まる賑やかな場所を描いた。画面後景には上部に半円形アーチを繰り返す列柱が並んでいる。幾何学的でリズムカルな垂直線効果を示す安定した背景の前に、賑々しく、さながら屋内の舞踏会の情景ともいえるような雰囲気の中で、多くの婦人たちが集っている。前景には、古代ギリシャの浮き彫り風の構成方法を採用して、左右にグループ分けした人物群を配置している。それぞれのグループには明るい色の着衣をした夫人たちの存在が目立ち、さんざめくような会話が聞こえてきそうである。着飾った子供の姿も求められ、中央近くでは、足下にはペットの犬。庶民階級たちの語らひの場とは思えず、革命直前の貴族社会の、屋外での社交の場なのであろう。多色刷り版画であるという事情から、その華やかさが個々のディテールから一層明確に伝わって来る。画面下には、記録が認められ、左手に、The Palais Royal gallery Walk と英語で書かれ、右手には、Promenade de la galerie du Palais Royal とフランス語で書かれている。

このパレロワイヤルのギャラリーは、二十一世紀の現代でも、こぎれいな、あるいはこだわった趣味的な展示物を見せる回廊である。十八世紀末の時代には、

パリで最も賑やかな場所であった。ゴンクールは、その「ドゥビュクール論」(一八六六年刊行)の中で、冒頭にこの作品を引用し、パリの中心地(Le capital de Paris)であり、そこには多くのキャフェが集まり、ドイツ人、スペイン人、ポルトガル人、スウェーデン人、そしてタイトルに英語が書かれているように、イギリス人たちが集う異国情緒漂う社交の場として、高揚した筆致で、前世紀末の情景を描いている(GONCOURT, Debucourt, 1866, 1985)。

対作品となる多色刷り版画(パレロワイヤル公園での散策)(図2)を同じ年に制作している。ここでは、回廊の間にある庭園での情景である。テントを張ったような建築が何カ所に立ち、その周辺を人々が行き交い集っている。晴れた日の穏やかな情景である(GONCOURT, Debucourt, 1866, 1985)。このパレロワイヤルの情景は、制作から三年後には、国外であるブリュッセルで刊行された、版画家事典(補遺)に採録される。その評判の急速な広がり方を裏付けている(BASAN, 1791)。

II 肖像の作例

図3に示した作品は、やはり、縦50cmを超える大きな寸法の作品である。後景を赤いカーテンで閉鎖した空間に国王が立つ。ユリの紋章を縫い込んだ、白テンの布地の上に紫のマントを羽織っている。肩から胸にかけては、大きな「聖靈騎士団の首飾り」collier de Saint-Esprit (GDEL, XIII, 1985, p.235; Wikipedia)をつける。右手に王笏、その先には王冠、その脇には「正義の手」la main de justiceと呼ばれる、シャルルマーニュ以来、列聖式に用いられる国王の権限を象徴するアトリビュート(Wikipedia)が認められる。左手下の、布地の青緑と足の下の緑のディテールが現在でも強い効果を發揮している。保守的で伝統的な国王像を踏襲している。記銘には、「国王の画家であるドゥビュクール De Bucourt」と書かれている。Dを敢えて分けた貴族風の表記である¹⁰。H・リノーが描いたルイ十四世の肖像(ルーヴル美術館)を連想すれば理解できるように、フランスの十七世紀以降では見慣れた肖像の形式である。実際には、同時代の画家デュプレシス J.S. Duplessis (1725-1802)が描いたルイ十六世の肖像に着想を得ているとの指摘がある¹¹。同じアトリエで育ったダヴィッドが、やがてナポレオンの肖像を描くことになることを考えると、社会的に認知された画家・版画家のあり方がしのばれる。

一方で、時経ずしてこのルイ十六世もギロチンで落命する。激しく動乱する政治

の季節に制作した革命期の寓意像を考えると、この版画家の政治的な立ち位置の矛盾が興味深い。作品は、一七八九年二月九日に引き渡されている(ROUX)¹²。

III フランス革命の寓意を描く作例

そうした意味からも、政治の時代に関わった版画家としては、以下に紹介する作品群こそがこのドゥビュクールの歴史的な意味をよく伝えている¹³。本章でも作品紹介をフナイユの記述に従って行う。

この目録執筆者は、古代ギリシャ神話にまつわる意味と、とりわけ寓意表現を支えるアトリビュートに細かく言及している。一方で、この時代の王立絵画彫刻アカデミーにかかわる画家や版画家たちは、一七二四年に初版が刊行され、版を重ねていたシヨンブレ執筆の神話事典¹⁴と、一七七七年に、ド・プレツェルがパリで刊行した「図像学事典」(DE PREZEL)を参照していた。本章では、それらと寓意作品とを照合することで、この時代に考えられていた基礎的な意味を明らかにしたいと思う。

図4(フランス共和国の寓意(人間と市民の権利の宣言)¹⁵)は、これまで紹介した作例とは大きく異なったイメージである。女性が正面を向いて座り、左右に両手を開いて座っている。左手に、古代ローマ以来の、司法上の執行権を象徴する束棒(ソツカン)¹⁶を持っている。周辺には、様々な小道具がちりばめられていて、全体は左右相称に近い形態感覚を示し、主人公である超越者が高い視点から見下ろすような構図である。左手の先に「平等の擬人像」が設置されていて、その足下にある二つの台座の下部壁面には、「法[Loi]」の記銘。右手には、「自由の擬人像」があり、その下には、「美德[Vertu]」が書き込まれている。中心に座る人物こそ、フランス共和国の擬人像である。

一七八九年五月の三部会招集から始まり、七月十四日におけるバステューユ監獄の襲撃と続くフランス革命の激動は、翌月の八月二六日に、国民議会で、「人間と市民の権利の宣言」、いわゆる「人権宣言」が採択される。

第一条

人間は自由で権利において平等なものとして生まれ、かついっきつづける。社会的区別は共同の利益にもとづいてのみ設けることができる。

という書き出しから始まるこの宣言は、アメリカの独立宣言およびアメリカの諸州の権利宣言を範としたものであり、人間に普遍的な権利を確認し、近代社会の普遍的な構成原理を提出している。

本図は、この宣言のテキストを画面の下部に、三列に分けて書き込んでいる。上部右手に書き込まれた「OS」(法)の文字には、第六条にある、「法は、一般意志の表現である。市民はすべて、自分自身で、あるいはその代表者をつうじて、その形成に協力する権利をもつ」とする条文を連想させる¹⁷。

図5(一七九一年憲法¹⁸の寓意(革命暦)の画面は、上下に大きく分かれている。上部の中央には、横向きの女性像が兜をかぶり座っている。右手に笏を持ち左手で石板を持っている。ミネルヴァである¹⁹。

この女神は、生まれた時から武装していたとされ知恵と文明をもたらす神である。シヨンプレにも、このよく知られた女神は無論記述されていて、その出自も述べられていて、アトリビュートについては「頭の上に兜、casque、手に盾、le bouclierを持ち、戦いの女神でもあり、槍 lance も小道具として持っている」(CHOMPRE, 1755, p.281-282)と明記されている。

一方で、ここでは、その女神像が、同時に国民議会Assemblée Nationaleの擬人像として描かれていることに注目しなければならない。彼女は憲法を筆記しているところである。座っている台座は、破壊されたバステイーユ監獄の残骸を意味している。頭の上には、横顔の肖像が円形の装飾であるメダイヨンの中にある。ルイ十六世である。

一七九一年憲法には、王位と国王について、第三編(公共の諸権力について)の中の、第二章(王位についておよび大臣について)において、以下のように規定されている。

第二条 国王の一身は不可侵にして神聖である。国王の唯一の称号は「フランス人の国王」である。

第三条 フランスには、法律の権威に優越する権威は存在しない。国王は、法律によってしか統治せず、かつ国王が服従を要求しうるのは法律の名においてのみである²⁰。

以上の条文から理解できるように、一七九一年憲法は、国王の権威を、侵すことができず、かつ神聖(inviolable et sacré)であるとしている。そのことから、憲

法を執筆しているミネルヴァの上に書き込まれることは自然であろう。左右の壁面には、DISCOURS DU ROI...1789の文言が記入されている。

画面下には、右手に数人の兵士たち。彼らは、フランスとイギリスの兵士で、祖国を愛する様々な国の人たちを招き寄せている。その中には、トルコ、そしてインドの人々も含まれる²¹。憲法発布のために命を失った殉教者たちへの哀悼の意味を伝えている。山高帽をはじめとした数種の帽子をかぶった人物を描きわけ、また、右端で高く掲げた三つの帽子は、自由を主張するフリギア帽(DE PREZEL, p.168-169)を暗示しているのであろう。銃を携えた人物もいる左手には、貴族風の夫婦がいて、この場から立ち去ろうとしている。その前には、新聞売りの女性が座っている。そこには、JOURNAL DU SOIR, LA PATRIOTE FRANCOIS, CHRONIQUE DE PARISなどのタイトルが認められる。政治の動乱を、暴力的な場面ではなく、穏やかな風俗の一情景として、「パレロワイヤルのキャラクターでの散策」(図1)と同じように描き出している²²。

図6は、「革命暦二年(一七九四年)」を示している²³。画面上部は、横向きの姿で座る女性像である。この女性像は「哲学」という抽象的な観念を表わす擬人像で、大理石でできた椅子に座っている。前作同様、側面像を基本とした構成であり、擬人像による表現とはいえず、動きは最小限に抑え、装飾性を押し出しているけれども、各種のアトリビュートが見せる複雑な小道具の存在が目障りにならない。そこからは、むしろどっしりとした重厚感が生まれている。こうしたミニメンタルな感覚を描くには、たとえば、ヴェルサイユ宮殿の建築のタンパンなどにこのような形式の人物像が使われている。ドゥビュクールが、十七世紀の造形美学を王立アカデミーで学習していたであろうことが想像される。

頭には、フリギア帽をかぶる。足下には散乱した残骸があり、アンシヤン・レジームの失敗と迷信を表している。画面中央には、共和暦二年の暦が書き込まれている。開いた大ぶりの本を右手で持ち、左手は指でその図書の中を指している。彼女の左手後ろには、翼を付けたブットーがいて、地球儀の上に紙を載せ、哲学の擬人像が述べる言葉を書き込んでいる²⁴。

画面下には、岩を背景に新しい暦がある。その下に「革命暦CALENDRIE REPUBLICAIN」の記銘があり、以前には、通常書き込まれていた聖人の名前が消え、国民公会が承認した新しい人物の名前がある。背景は黒く、版画面自体の輪郭には二重の線がある(FENAILLE)。

図7から10は、革命の理念を描いた擬人像の四連作である²⁵。四点のうち、「自由」

(図7)²⁷と「平等」(図8)は、長方形を背景にし、上下に長い八角形の中に描かれ、残りの「友愛」と「統一」は、楕円である。

図7「自由」(FENAILLE, no.40)では、図6にも類似した像が描き込まれているが、ギリシャ風のトゥニカに身を包んだ女性が直立し、正面を向いている。足下の台座には、「BERTE」の記銘がある。左手には石版を持ち、そこには、「人権宣言」と「憲法」が書かれていて、その下には王冠も持つ。高く掲げた右手には、先端が二又の釣り針状の奇妙な小道具がある。古代から伝わる、元来ジュピターのアトリビュートである稲妻である²⁸。火を持つだけでも、自由を獲得するという強い意志を示している。

図8「平等」(FENAILLE, no.41)は、図7の対作品。寸法も同じ。しかし、女性の衣装は一層シンプルな衣紋となり、髪は垂直性が高く膝の揃いは押さえられている。鑑賞者を直視するように、頭上に掲げた三角定規を見よ、という明確な意思を伝えようとしている。三角定規は、正義を象徴するアトリビュートである²⁹。

図9「友愛」と図10「統一」は、前二点とは、全体構成は異なった表現である。背景は同じ長方形であるが、楕円の中に、女性像だけでなく、子供のモチーフを挿入した群像として描いた寓意表現である。図9 (FENAILLE, no.42)は下の台座に書かれているように、「FRATERNTIE 友愛」である。側面で立った姿の女性が、身体をかかめて、二人の子供たちに手を延べ、二人が握手をすることを誘っている。鎧を着けた子供は「戦い」の、裸の子供は「農業」の擬人像である。画面右手には、高い台座の上に先に指摘したミネルヴァの像がある。その下には、「indivisible」と書かれており、戦争を避け、平和を実現しなければ農業は成り立たないことを伝えている。左手の台座には、フリギア帽の形が彫り込まれ、Egaliteの文字もある。

図10「友愛」(FENAILLE, no.43)は、UNITEと書かれているように、「統一」の寓意である。斜めに構えた女性が、束棒から二本の矢を取り出して、二人の子供に与えている。その下は台座で、その下には「DROITS de l'HOMME 人権」の文字がある。手前の裸の子供の後ろには、兜を着けた子供。右手背景には、槍を抱えて進む複数の子供たちがいる。画面左手には、手に秤を持った「正義」の擬人像が立つ。人権を尊重し、法的な正義に基づき、国の統一と連帯を追求せよ、という意思であらう³⁰。

四 結論

本稿では、以上のように、ドゥビュクールが制作した一七八七～九四年における主要作品の紹介を試みた。フランス十八世紀末にパリで制作された、貴族社会の華やかな風俗と、現実の猛々しい政治の理念を寓意で描く版画群である。風俗作家が、革命のプロバガンダのポスター作家でもあったという事実が浮かび上がってくる。一方で、革命という、最も先端的な現実の寓意を描くための方法は、ド・プレツェルの事典の中の記述に従った、すこぶる保守的で伝統的な視覚文法に基づいていることも判明した。激動の政治革命を視覚化するために用いられた手段が、こうした逆説的な関係を持っていたことはなほ興味深いことである。フランス革命期における最も重要な画家が、ジャック・ルイ・ダヴィッドであるならば、その同窓の学徒であったドゥビュクールは、ゴンクールの高い評価が裏付けるように、やはりこの時代の、最も重要な版画家の一人であった。

☆本研究は、平成二十四年度における、科学研究費・基礎研究(C)、「17世紀フランスにおける歴史画と挿絵本との関係についての総合的研究」、同基礎研究(C)「近代英国を中心とするエンブレムにおける宗教と科学に関する学際的研究」、同基礎研究(B)「ヴァールブルク美学・文化科学の可能性——批判的継承から新たな創造へ」。並びに、芸術学部共同研究費「アート・アーカイヴ構築に向けての基礎研究」、同一般研究「日欧と東洋の17世紀における、挿絵と絵画との関係についてのデジタル・アーカイブ基礎研究」にもとづく研究である。

☆本論の続編を現在準備中である。また、田中佳徳島大学准教授、本学部講師、ドゥマルヌ Marguerite DEMARNE氏にお世話になったことを記し、感謝の気持ちとしたい。

省略記号

CHOMPRES, 1755 : CHOMPRES, Dictionnaire abrégé de la fable, (1727) 1755, Paris, Sesaint et Sallant

CONSTANS et BABELON, *Versailles*, 1995 : CONSTANS (C.) et BABELON (J.-P.), 1995, *Musée national du Château de Versailles, Les Peintures*, RMN,3 vol.

DA : *Dictionary of Art*, Grove, ed. TURNER (J.), 34 vol. 1996.

DE PREZEL, 1777 :DE PREZEL(L.), *Dictionnaire iconologique*, 1777, Paris, Nyon l'ainé.Barrois l'ainé :Paris,Hardouin,1779 ; 複製 1972, Minkoff, 2vol.

FENAILLE : FENAILLE(M.), *L'oeuvre gravé de P.-L.Debucourt(1755-1832)*, accompagné d'une préface et de notes de VOCAIRE(M.), 1899,D. Morgand

GBA :*Gazette des Beaux-Arts*

GONCOURT, Debucourt, (1866) 1985 : GONCOURT, (E.et J.), 《Debucourt》, *L'art du dix- huitième siècle*; Oeuvres complètes, 複製 Slatkine, 1985,II, p.161-190

IFF: *Inventaire du fonds français*. BN

JAL :JAL(A.), *Dictionnaire critique de biographie et d'histoire*, 1867, H.Plon ; 複製 Slatkine, 1970 (1872).

LE BLANC, *Manuel*: LE BLANC(C.), *Manuel de l'amateur d'estampes*, 1854-1889(s.d.), E.Bouillon, 4 vol.

MIREUR : MIREUR (H.), *Dictionnaire des ventes d'art*, Maison d'éditions d'oeuvres artistiques, 1901-12, Maison d'éditions d'oeuvres artistiques, 7 vol. ; 複製 artprice.com, 2001.7 vol.

NAGLER: NAGLER(G.K.), *Neues allgemeines Künstler-Lexikon*, (1835-52) 1904-14, Linz, E. Mareis, 25 vol.

PORTALIS : PORTALIS(R.), *Les dessinateurs d'illustrations au XVIIIe siècle*, 1877, Paris, 2vol; 複製 G.W.Hissink, 1970

RFE 1789-1799 : 1989 PARIS,Expo. *La Révolution française et l'Europe 1789-1799*, Grand Palais, RMN, 3 vol., GABORIT(J.-R.)(commissaire général)

ENOUVIER: RENOUVIER(J.), *Histoire de l'art pendant la Révolution (1789-1804)*, considéré principalement dans les estampes[...], avec une notice biographique et une table par M. A.de MONTAIGLON, 1863, J.Renouard ; 複製 Kissinger

ROUX,1949 : 1949 ROUX(M.), *IFF, graveurs du XVIIIe siècles*, VI, p.162-191

TAWS,2010 :TAWS(R.), 《Material Futures: Reproducing Revolution in P.-L. Debucourt's Almanach National》, *AB*, 2010, 9, XCII, 3, p.169-187

THIEME und BECKER: THIEME(U.) und BECKER(F.), *Allgemeines Lexikon der bildenden Künstler*, 1907-50, 30 vol. Seemann

エウロペールについての参考文献

凡例

「」 エウロペール文字で、刊行年と著者名を記している文献が特に主要文献
「」 の作家についての視野にせよ、フランス革命期の図像学文献一般については引用を控えた。

1791 BASAN(P.F.), *Supplément au dictionnaire des graveurs anciens et modernes*, Chez Jos. Ermens, p.50

(1835-52) 1904 NAGLER,III, p.441-443

1856 LE BLANC, *Manuel,II*, p.101-102

1863 RENOUVIER, p.183-185

1866 GONCOURT (E.et J.), 《Debucourt》, *GBA*, p.193-213 ;1882, *L'Art du dix-*

huitième siècle. II, 3^e éd. revue et augmenté, pp. 267-308 (脚注に増補がある) :
Oeuvres complètes, 復刻版 Slatkine, 1985, II, p.161-190 [1882年版にある作品データ等が再録されているが、判断が難しく、当該復刻版が何年の版に依拠しているかは不明である。それ故に、本稿では、復刻版刊行年を示しその文献の関連性を記述して
 ① : 1997, *Arts et artistes* textes réunis, annotés et présentés par BOUILLON (J.-P.), Hermann, Coll.Savoir: Lettres, p.157-161 (脚注を入れた抄録)
 1872 JAL : 復刻版 1970, p.290-291(Bucourt)
 1877 PORTALIS, I-2, p.684-699
 1882 BELLIER et AUVRAY, I, p.369
 (1882)1985 GONCOURT(E.), (Debucourt/Notules), *L'art du dix-huitième siècle*; *Oeuvres complètes*, 復刻版 Slatkine, 1985, II, p.191-210
 1893 BOURCARD(G.), *Dessins, gouaches, estampes et tableaux du dix-huitième siècle*, Paris, D.Morgand, p.122-150 (版画版画についての、詳しい作品記述と各エッセイの分析、価格等が記述されている)
 1899 FENAILLE(M.), *L'oeuvre gravé de P.-L. Debucourt (1755-1832)*, accompagné d'une préface et de notes de VOCAIRE(M.), Paris, D. Morgand (Révolution et Directoire, p.38-60 本稿参照
 1911 MIREUR, II, p.408-420
 1913 S.(J.), (Debucourt, Louis Philibert), in THIEME und BECKER, VIII, p.510-511, 詳しい参考文献
 1920 PARIS:Expo. *Debucourt, catalogue des tableaux, dessins, gravures*, Musées des arts décoratifs du 11 juin au 11 juillet, Avertissement par DACIER (E.), p.7-24 ; 《Procédés de gravure》 par VUAFLART(A.) et HEROLD (J.), p.65-82 本稿参照
 1923-26 COURBOIN(F.) et ROUX(M.), *La gravure française, essai de bibliographie*, M.Le Garrec, II, p.158-160
 1928 COURBOIN(F.), *Histoire illustrée de la gravure en France*, M.Le Garrec, II, no.812-817
 1949 ROUX(M.), *IFF, graveurs du XVIIIe siècles*, VI, p. 162-191
 1953 ADHEMAR(J.) et LETHEVE(J.), *IFF, après 1800*, p.68-79 本格的な版画カタログ。1800年以降制作の作品を対象とする。
 1981 O'NEIL(M.), (Origins of Pictorial Designs for French Printed Textiles of

the First Half of the Nineteenth Century), *BM*, 12, no.945, p.722-735
 1984 ELIEL(C. S.), (Louis-Léopold Boilly's The Galleries of the Palais-Royal), *BM*, 5, no.974, p.275-279
 1986 VOVELLE(M.), *La Révolution française : images et récit, 1789-1799*, préface de C. Mazauric, Livre Club Diderot/Messidor, 5 vol. 概説ではあるが、フランス革命期の版画、挿絵がよく紹介されている。ドゥロンエールの版画の周辺を理解する上では有用である。
 1988 ARIZZOLI-CLÉMENTEL (P.) et al.:BORDES(P.) et MICHEL(R.),(sous la direction de), *Aux armes & aux arts! : les arts de la Révolution 1789-1799*, Librairie du bicentenaire de la Révolution française, A.Biro
 1989 PINAULT(M.) et GALLINI(B.) (cat.par), *R.F.E 1789-1799*, I, no.2, 97, 443
 1996 MICHEL(C.), (Debucourt, Louis Philibert), *DA*, VIII, p.594-595
 フランス十八世紀版画史研究では最も重要な研究者が書いた、事典の中の短い項目であるが、要を得た内容である。
 1997 BOUILLON(J.-P.), (Debucourt), *Arts et artistes*, Hermann, p.157-161, notes, no.197-204
 2010 TAWS(R.), (Material Futures: Reproducing Revolution in P.-L. Debucourt's *Almanach National*), *AB*, 9, XCII, 3, p.169-187 本稿参照
 2013 TAWS(R.), *The Politics of the Provisional: Art and Ephemera in Revolutionary France*, Pennsylvania State UP

註

1. 本稿は、拙論「フランス近代における〈恋愛の寓意〉と炎の図像について」『日本大学芸術学報』二〇一一年、五四号、四五―五七頁、の続編をなすものである。
2. AGULHON(M.), *Marianne au combat. L'imagerie et la symbolique républicaines de 1789 à 1880*, 1979, Flammarion, Coll.Bibliothèque d'ethnologie historique; 2001, Flammarion; 邦訳・アキエロ・(M.) 『フランス共和国の肖像…闘うマリヤンヌ 1789-1880…』一九八九、ミネルヴァ書房、邦訳・阿河雄二郎、加藤寛夫、上垣貴、長倉敏。本稿は、次に記述した1984 HUNTには、直接、ドゥロンエールについての言及はない。

しかし、革命期の図像学についての古典的な文献であり、引用してきたい。

3. HUNTL, *Politics, Culture, and Class in the French Revolution*, (1984) 2004 University of California Press. 邦訳・ハンター(L.)『フランス革命の政治文化』一九八九、平凡社。松浦義弘訳、テオリア叢書。なお、アキエロンとハントの研究に刺激を得て、以降に書かれた関連文献は多数に見るが、別稿に譲りたい。

4. マットコケールの誕生は、一七五五年二月十二日。パリの、モリエール広場近くに住まわぬ(JAL, 1872)。洗社は「キャン＝ニコラ・マットコケール」を複製し行われた(FENAILLE, p.323)。発見は、歴史家ジャンル(JAL, 1872)が、マットコケール以前に、若手の調査を行った。没年は、一八三三年九月二十二日没(FENAILLE, p.141)。

5. マットコケールの父 GAETGENS (T. W.) et LUGAND (J.) *Joseph-Marie Vien, peintre du roi (1716-1809)*, 1988, Arthena

6. マットコケールは、一七六四年には、マントンのマントリヒヒキをたじろむ知られたい。AGUS-DYVOIRE(EL), in cat. expo. *Jacques-Louis David, 1748-1825*, RMN, p.560
また、彼は、一七六四年にローマ賞を得たローマ駐在者(同前 p.562)。

7. 1949 ROUX, p.162. マットコケールの絵画作品は、1920 PARIS, *Expo. Debucourt*, 展覧会にたじろむ。ルーヴル美術館所蔵作品に「COMPIN(L) et ROQUEBERT (A), *Catalogue sommaire illustré des peintures du musée du Louvre et du musée de l'Orsay*, RMN, III, 1986, p.189」の点の国版が掲載されている。《市場への道》(R.F.1937)。「ハンター」を眺める村人と騎乗の人》(R.F.1961.37、板絵・油彩)の小品は、二四×三三・五の寸法があり、北方風の風俗主題を扱っている。一七八〇年頃制作、よくある見解がある。H.V. Lyon の「マントン」。

8. 似た傾向の作例として、五年後ロンドンで描かれた *Promenade publique* (BN Cab. Est) (GONCOURT, Debucourt, 1866, 1985, p.205, 1899 FENAILLE, no.33, p.35-36) が制作されている。しかし、図「マントンの対面」は、トロロヒヒの木陰に坐す多数の紳士淑女たちを描く。前景の光の中には、椅子に腰掛ける者、寝そべる者、そして、同じようにのどかな世族風の飲茶であろう。なお、この作品が制作された時点から、数十

年経た一八五六年十一月には、当初の価格よりも百倍以上の値段がついていたことを歴史家ジャンル(JAL, 1872)が書いている。

9. 本作品を、筆者はフランス国立図書館版画室で確認している。また、同室が公開している収蔵データベースにも記載されている。しかし、職後すぐに書かれた、この版画家についての基本的な資料である ROUX(1949)が執筆した目録には、記録されていない。より慎重な調査が必要であろう。また、革命初期の出版事情については、*Mercure de France, Journal de Paris* をはじめる、この点に引用される(FENAILLE, ROUX)新聞券が知られている。それらの関係については、今後の課題となる。

10. マットコケールの出自は元来世族ではない。JAL (p.290)が、この奇妙な表記について語れている。

11. ROUX, (ルイ十六世) マットコケールが美術家(BABELON, Versailles, 1995, Ino.1597, r)の形式のルイ十六世の肖像に「画家 A.F. カン(1741-1823)」の作例がある。GALLINIB, *RFE 1789-1799*, Ino.2, p.8-9; CONSTANS et BABELON, Versailles, 1995, Ino.759

12. 肖像作品として、他に「マントリ四世」ルイ十八世「マントリエント」等指摘されている(FENAILLE)。

13. FENAILLE が執筆した版画作品目録全体(五七七点)から見ると、革命期から総裁政府の時期前後にマットコケールが描いた政治性のある版画は、およそ十数点で、大半は風俗主題のものである。

14. CHOMPRE, 1755, p.281-282. マットコケールは GALLICA, STAROBINSKI(U), 《Fable et mythologie, aux XVIIe et XVIIIe siècles, dans la littérature et la réflexion théorique》, *Dictionnaire des mythologies et des religions*, 1981, sous la direction de BONNEFOY(Y), Flammarion, p.390-400

15. *Droits de l'Homme et du Citoyen* の版画の制作年は定かではない。

- 16 束棒 (Faisceaux, DE PREZEL, p.112-113) とは、斧を心棒にして束ね、皮紐で縛ったもので、斬首刑などを意味し、元来ローマの高官の執行権を象徴していた。HALL, 1988, 邦訳 (二二三頁) では「権標」と訳される。
- 17 DUGUIT(L), MONNIER(H), BONNARD(R). *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 1952. Librairie générale de droit et de jurisprudence, 7. éd. par G. BERLIA, p.1-3. 邦訳には「資料フランス革命」一九八九年、編者 河野健二、岩波書店、一六〇頁、邦訳・石井三郎、一〇四―一〇五頁、を参照した。その後の研究としては、宮水茂樹(編)「人間と市民の権利の宣言」『資料・権利の宣言』一九八〇年、二〇〇―二〇一年、京都大学人文科学研究所共同研究資料叢刊、第六号、二七六―二七十七頁。美術史上の関連情報は、*REFE 1789-1799*, III, p.647-655 を詳し。
- 18 一七九一年憲法については、DUGUIT, 1952, op.cit. p.333. 山本浩三「資料一九九一年の憲法(一)訳」『同志社法學』一九六〇年 11(4)、二二四―二三六頁。同「資料一九九一年の憲法(二)完訳」『同志社法學』11(5)、七二―八五頁。東京大学社会科学研究所(編)「一九九一年憲法の資料的研究」一九七二年、東京大学社会科学研究所・資料第五集、四二頁。前掲書「資料フランス革命」一九八九年、一六〇頁、邦訳・石井三郎。TULARDU(J), FAYARD(J.-F.), FIERRO(A). *Histoire et dictionnaire de la Révolution française : 1789-1799*, 1987, Coll.Bouquins, R. Laffont, p.55-79
- 19 この版画については、2010 TAWSが「新しい作題データがある。ハリの国立古文書館所蔵の作例を引用しているが、技法としては、色刷りのアンサンブメントとエッチングとが主である。サイズは、46.9x38.2cm。図録は『Journal de Paris, 1791, cité par ROUX(1949)』
- 20 邦訳については、山本、一九六〇年、二三三頁、並びに「一九九一年憲法の資料的研究」四二頁、石井、一九八九年を参照した。
- 21 *Journal de Paris*, 1791, cité par ROUX(1949)
- 22 ALBIGÈS (L.M.), Almanach national pour 1791, de PH. L'Debucourt
<http://www.histoire-image.org/site/oeuvre/analyse.php?i=553>
- フランス革命期における新聞等の出版事情については
<http://www.histoire-image.org/site/oeuvre/analyse.php?i=554>
和文文献では、平正人「フランス革命における新聞記者のイメージ：記者の頭部を飾る《炎》の意味」『日仏美術学会会報』二〇〇二(二二)号、三九―五四頁。同「新聞がメディアになるまで…定期購読、娯楽記事、読書実践」『フランス革命』『メディア研究』二〇〇九(二六)号、一―二三頁。同「フランス革命期の出版メディア空間…出版メディアとヴェルサイユ事件」『出版研究』二〇一〇(四)号、八三―一〇九頁。
- 23 図4の対面をなしている。一方で、2010 TAWS(agnos)が記述しているデータによると、アンサンブメントとエッチングによる作題。Réf. QB, 2011(36) FOLとされるが、ROUX (1949)と、BN SHPで公開されている作品が同一であるかについては、調査が必要である。
- 24 国民公会 (CONVENTION NATIONALE) における共和暦の制定は、非キリスト教化政策の一つであった。以下、「共和暦の制定」『資料・フランス革命』(岩波書店、一九八九年、編者・河野健二)にある解説に従う。宮水茂樹、四六一頁。
一七九二年九月二日、王政の廃止、共和国の成立の宣言、キリスト紀元の廃止 (ファール・テランティニス等を中心とした公教育委員会が作業を行った)
一七九三年九月、国民公会で報告される。
一〇月五日、共和国の採用に関する法令として成立
十一月二四日、正式の暦が発表された。
十二月一八日、ファール・テランティニスの報告が刊行される
なお、参照したものは、DEGLANTINE(F.), (Rapport fait dans la séance du 3 brumaire, au nom de la commission chargée de la confection du calendrier, par P.F.N.Fabre d'Eglantine). *Gazette Nationale ou le Moniteur Universel*, XVIII, no.88, (Océdi, 28 Frimaire, 18 Décembre 1793, vieux style) p.683-686. 上記した歴史的な経緯を確認する。ドゥビュクール版の版画は、暦が発表された一七九三年十一月十四日以降に制作されたものの自然である。DUPONT(A.-M.), (Fabre d'Eglantine, héros discrédité). *Héros et héroïnes de la révolution française*, 2012, Editions du comité des travaux historiques et scientifiques sous la direction de BIANCHIS(S), avec le concours de GAINOT(B), p.399-412

25. FENAILLE は「その日は、一七九二年九月二日という日付が書き込まれ、一年は一月三〇日の二ヶ月に分かれ、一〇日を一つの単位として考え、それを旬 Decade とよぶ」ことが書かれていた」といふ。GODECHOTUJ, *La Révolution française : chronologie commentée, 1787-1799*, Perrin, p.121 「書きの挿入像」は「自然」に関する書物であるこの指摘がある(大英博物館Hv)。資料を参照。なお、福島知己「共和暦をめぐって」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』二〇一三、三三三号、二四〇-四五頁に、歴史的な事情が詳しく書かれている。特に、その図版としては、一九七三年十月三日付けの、革命暦二年に関する、行政命令書 (Decret no.1654) が図示されている。なお、フランス国立図書館には、「革命暦三年」の作例 (RESERVE QB-201(136)-FOL) があり、周辺の図柄は同じである。

26. 版画の制作年は Messidor an II (1882 GONCOURT, p.206)

27. 寸法は記述が難しい。実測によると、何重かになっている枠の中で、最も内部を計測すると、縦横が、19.1 x 15.9 cm である。他の三点も類似している。FENAILLE は、周辺の枠の寸法も記述している。

28. 'DE PREZEL, 1977, p.124) は、アレキサンター大王の肖像の作例を引用しながら、時折、神にも匹敵する存在と考える皇帝等の権力者のアトリビュートとして用いられていることを説明している。: HALL, (1974)1988, p.351; FENAILLE, 1899, no.40

29. HALL(1974)1988,p.145

30. ドゥビュクールが制作した版画の中には、他にも、たとえば〈若きパラの死〉(FENAILLE, no.45)とよぶものなど、革命の英雄を描いた作例もある。こうした事例からこの作家の、革命に対する政治的な立場を論ずることは容易なことではない。本稿の目的もそこにはならうので深くは立ち入らない。革命期以降の作品については、FENAILLE を参照された。

図 版

凡例：個々の作品には記銘が書かれている。それらは、FENAILLEあるいは、ROUX,1949に詳述されており、本稿では再録はしない。



図2 P.-L.ドゥビュクール《パレ=ロワイヤル公園での散歩》1787

パリ、カルナヴァレ美術館蔵

文献：1791 BASAN(Suppl.), p.50 ; 1863 RENOUVIER, p.183; (1866) 1985 GONCOURT, II, p.161-164 ; 1882 GONCOURT, p.205; 1893 BOURCARD, p.126-128; 1899 FENAILLE, no.11, p.12-13;



図1 P.-L.ドゥビュクール《パレ=ロワイヤルのギャラリーでの散歩》1787

56.0×29.2 cm, 署名なし

フランス国立図書館版画室蔵RESERVE AA-4 ;RC-B-06116

文献：1791 BASAN (Suppl.), p.50 ; 1863 RENOUVIER, p.183; (1866) 1985 GONCOURT, II, p.161-164; 1872 JAL.I, p.290; 1880 PORTALIS et BERARDI, I-2, p.684; 1882 GONCOURT, p.205; 1893 BOURCARD, p.125-126; 1899 FENAILLE, no.11, p.11-12; 1920 PARIS, in cat. no.7, p.85 reprod. ;1949 ROUX, no.7, p.165-166; 1984 ELIEL, p.276, fig.17; 1997 BOUILLON, p.157-158, note.178



図4 P.-L.ドゥビュクール《フランス共和国の寓意（人間と市民の権利の宣言）》

1789年以降

アクワティント、ファースト・ステイト

寸法44.4×38.4

ルーヴル美術館素描室（E・ド・ロスチャイルド・コレクション、6160 LR/ Recto;17977）

文献：1863 RENOUVIER, p.185; (1866)1985 GONCOURT,II, p.206; 1899 FENAILLE, no.37, p.40-41; 1949 ROUX, no.32, p.177



図3 P.-L.ドゥビュクール《ルイ16世》

1789年2月9日以前

51.5×37.4 cm

フランス国立図書館版画室蔵RESERVE EF-98 (1) ;RC-C-13068

主要文献：1863 RENOUVIER, p.183; (1866) 1985 GONCOURT, II, p.175, 200; 1899, FENAILLE, no.19, p.19-20; 1920 PARIS, in cat., no.14, p.88; 1949 ROUX, no.15, p.168-169



図6 P.-L.ドゥビュクール《革命暦2年》

大英博物館 1929.0608.7

44.2×36.9 cm.

1793年11月24日以降

文献：1793 D' EGLANTINE, *Moniteur Universel*, 12-18, p.683-688 ; *Journal de la société populaire et républicaine des arts*, p.301; 1863 RENOUVIER, p.184; 1880 PORTALIS et BERARDI, I, no.28 ; 1899 FENAILLE, no.36, p.38-39; 1920 PARIS, in cat. no.30, p.94 ; 1949 ROUX, no.31, p.176-177 ; 2010 TAWS, p.173, fig.3; 2013 TAWS, fig.61, p.125

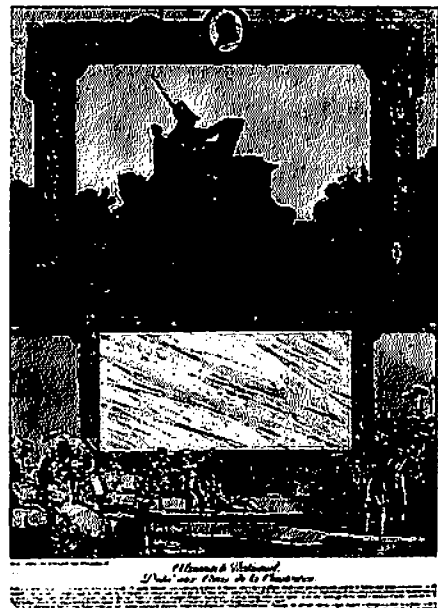


図5 P.-L.ドゥビュクール《1791年憲法の寓意(革命暦)》

フランス国立図書館版画室蔵 QB-1 (1791) ; RC-B-06496

42.3×33.3 cm

文献：1863 RENOUVIER, p.184; (1866) 1985 GONCOURT.II, p.206; 1880 PORTALIS et BERARDI, I, no.25, p.698 ; 1882 GONCOURT, p.206 ; 1899 FENAILLE, no.26; 1893 BOURCARD, p.137; 1920 PARIS, in cat.no.20, p.90 ; 1928 COURBOIN.II, no.815 (Fragment) ; 1949 ROUX, no.21, p.172-173 ; 2010 TAWS, fig.4, 10,14,16 ; 2013 TAWS, fig.60, 63, 66, p.119-141 ; <http://www.histoire-image.org/pleincadre/index.php?i=55>



図8 P.-L.ドゥビュクール《平等の寓意》

パリ、フランス国立図書館版画室蔵

1794年6-7月

文献：1863 RENOUVIER, p.184; (1866) 1985 GONCOURT.II, p.206; 1880 PORTALIS et BERARDI, I, no.27, p.698 ; 1882 GONCOURT, p.206 ; 1899 FENAILLE, no.41, p.43; 1949 ROUX, no.36, p.178



図7 P.-L.ドゥビュクール《自由の寓意》

パリ、フランス国立図書館版画室蔵

1794年6-7月

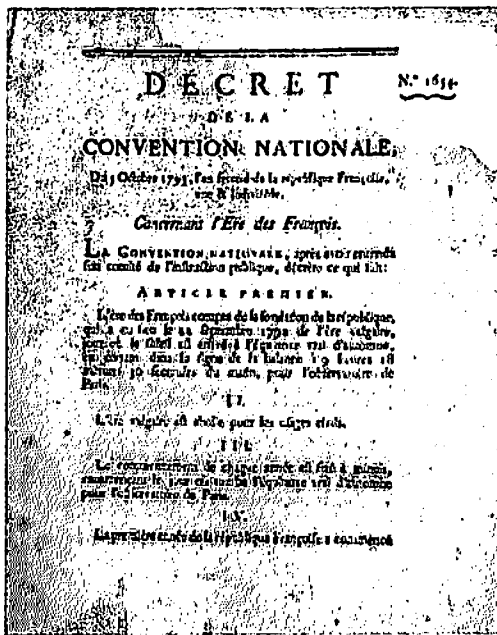
文献：1863 RENOUVIER, p.184; (1866) 1985 GONCOURT.II, p.206; 1880 PORTALIS et BERARDI, I, no.27, p.698 ; 1882 GONCOURT, p.206 ; 1899 FENAILLE, no.40, p.42 ; 1949 ROUX, no.35, p.178



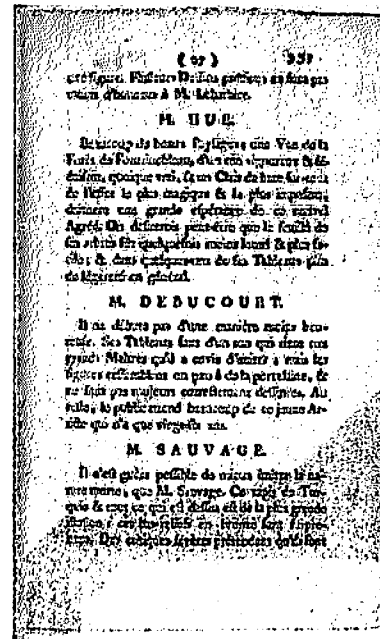
図10 P.-L.ドゥビュクール《統一の寓意》
 バリ、フランス国立図書館版画室蔵
 1794年6-7月
 文献：1863 RENOUVIER, p.184; (1866) 1985 GONCOURT, II, p.206; 1880 PORTALIS et BERARDI, I, no.27, p.698; 1882 GONCOURT, p.206; 1899 FENAILLE, no.43, p.4; 1949 ROUX, no.38, p.179



図9 P.-L.ドゥビュクール《友愛の寓意》
 バリ、フランス国立図書館版画室蔵
 1794年6-7月
 文献：1863 RENOUVIER, p.184; (1866) 1985 GONCOURT, II, p.206; 1880 PORTALIS et BERARDI, I, no.27, p.698; 1882 GONCOURT, p.206; 1899 FENAILLE, no.42, p.4; 1920 PARIS, in cat. no.31, p.94; 1949 ROUX, no.37, p.178-179



資料2 国民公会の行政命令書1793年
 1793 *DECRET//DE LA//CONVENTION NATIONALE//Du*
5 Octobre, l'an second de la République Française//une &
indivisible// Concernant l'Ere des François. [...]//A PARIS//
DE L'IMPRIMERIE NATIONALE EXECUTIVE DU
LOUVRE//An IIe de la République.
 一橋大学・社会科学古典資料センター蔵 Burt Franklin, 16595



資料1 サロン(1781年)開催時に展示された絵画についての考察
 1781 *REFLEXIONS//JOYEUSES//D'UN GARÇON//DE*
BONNE HUMEUR. //SUR LES TABLEAUX EXPOSES AU
SALLON//En 1781. A L'ISLE SPNNANTE//A PARIS//
Chez la veuve Vatel, [GALLICA]